

令和 7 年度建築物集合地域通過道路等指定検討調査業務について地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託名 **令和 7 年度建築物集合地域通過道路等指定検討調査業務**
- (2) 委託場所 沖縄県全域
- (3) 委託内容
 建築物集合地域通過道路等の指定に向けての調査業務（別冊仕様書の通り）
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (5) 本委託は、紙による入札手続きを行う。
- (6) 本委託は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型とし、発注形態は単体発注とする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 入札参加資格確認申請期限日から当該委託業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 別紙委託業務特記仕様書「4 作業条件」で定める作業条件を満たす者であること。
- (6) 本委託業務に際し、この公示および仕様書に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札場所及び日時

入札書（第 2 号様式）は、持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

(1) 入札について

持参日時：令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 10 時 30 分

持参場所：沖縄県土木建築部第 2 入札室（県庁 11 階）

※持参する書類等については、9 入札に関する注意事項、10 委託費
内訳書の提出を参照のこと。

開札日時：令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 10 時 40 分

4 資格確認申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

(1) 資格確認申請書（第 1 号様式）の提出期間等

ア 提出期間：令和 7 年 7 月 11 日（金）から令和 7 年 8 月 1 日（金）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで。

イ 提出方法：持参による。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

ウ 提出場所：沖縄県那覇市泉崎 1－2－2

沖縄県土木建築部建築指導課 指導班

電話番号 098-866-2413

エ 提出部数：1 部

5 資格確認資料の提出と競争参加資格の確認

(1) 落札候補者の資格確認

本競争は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行うため、応募時に提出した資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を、第 4 号様式を表紙として、必要資料をファイリングし、持参により提出しなければならない。期限までに資格確認資料を提出しない者は、競争参加資格がないものとする。

なお、落札候補者は、上位のものから順に 5 者（上位のものと同額のものが複数いる場合はこの限りでない。）を決定し、資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のものの競争参加資格の審査は行わないものとする。また、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を決め、審査順位が 1 位の者を落札候補者とする。

※「資格確認資料」とは、以下の様式等をいう。

・公告に添付した資格確認申請書（第 1 号様式）の資格確認の各項目に記載した必要書類

ア 資格確認資料提出の連絡：開札後、令和 7 年 8 月 8 日（金）（予定）に対象業者あてに連絡する。

イ 資格確認資料の提出期限：令和 7 年 8 月 13 日（水）17:00 までとする。なお、期限内に限り、一度提出した資格確認資料の修正及び再提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

ウ 提出方法：持参による。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

エ 資格確認資料の提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県土木建築部建築指導課 指導班
電話番号 098-866-2413

オ 提出部数：1部

(2) 競争参加資格の確認結果通知

令和7年8月20日（水）（予定）までに書面にて通知する。

なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。

ただし、落札候補者の競争参加資格がないと認められた場合は、次順位の者を落札候補者として資格の確認を行うので、落札者決定を再度保留し、「保留通知」を行うものとする。

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）の17:00とする。

イ 提出場所：沖縄県土木建築部建築指導課 指導班

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

エ 提出部数：1部

6 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約ができるものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

入札保証金の金額等は、見積る契約金額*)の100分の5以上とする。

*)見積る契約金額とは

入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。

ただし、沖縄県財務規則第100条第2項及び第102条に基づき、次の(1)、

(2)に該当する場合は入札保証金の納付を免除し、(3)、(4)に該当する場合は入札保証金の納付に代わる担保の提供があったものとする。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約の保険証券の提出があった場合。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる資料を配付資料『地方公共団体等契約状況』に記載の上、次の①、②と併せて提出した場合。

①契約書の写し（当初契約書から業務完了までの改定契約書も含む。）

②業務完了がわかる資料の写し（検査結果通知書等）

(3) 金融機関の入札保証書の提出があった場合。

(4) その他有価証券等の提出があった場合。

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(1)～(4)のいずれかに係る書類の提出のない者。

(2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合。

(3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合。

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

入札保証金（現金の場合）

提出方法：①入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、提出。

提出期限：令和7年8月5日（火） 12:00

②入札保証金納付書発行依頼書に基づいて納付書を発行しますので、金融機関で納付ください。

提出期限：令和7年8月7日（木） 17:00

③入札保証金の納付を確認するため、領収書の写しを提出ください。

提出期限：令和7年8月7日（木） 17:00

提出先：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
沖縄県土木建築部 建築指導課 指導班
電話番号：098-866-2413

入札保証保険証券・入札保証書

提出期限：提出期限：令和7年8月7日（木） 17:00

提出先：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
沖縄県土木建築部 建築指導課 指導班
電話番号：098-866-2413

過去2箇年の間に履行期限が到来した国又は地方公共団体の等との実績により免除に該当する場合

提出期限：提出期限：令和7年8月1日（金） 17:00

提出先：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
沖縄県土木建築部 建築指導課 指導班
電話番号：098-866-2413

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納めなければならない。

ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときには、免除とする。

8 入札書に記載する金額入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、委託名及び委託する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 入札書は、封書にして提出すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合で委任状（第3号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

10 委託費内訳書の提出

本委託は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載

される入札金額に対応した委託費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、委託名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された委託費内訳書について説明を求めることがある。

1 1 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札。
- (2) 資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

1 2 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

1 3 その他

- (1) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認申請書又は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (6) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争契約入札心得、委託契約約款及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 履行期間は、事情により変更することがある。
- (8) 最低制限価格は設定しない。

1 4 本案件に関する質問・回答

(1) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2

沖縄県土木建築部建築指導課 指導班

電話番号 098-866-2413

(2) 提出期間：令和 7 年 7 月 11 日（金）から令和 7 年 7 月 18 日（金）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで。

(3) 提出場所：上記に同じ

(4) 提出方法：持参による。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(5) 回 答 日：令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 2 時予定

(6) 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：回答日から令和 7 年 7 月 30 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。

閲覧場所：上記において閲覧に供するほか本ページに掲載する。